【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（第十条　削除）

（改正前）

　（公開買付代理人）

**第十条**　法第二十七条の四第一項に規定する事務を取り扱う者で政令で定めるものは、公開買付けによる株券等の買付けについて代理する証券会社（以下「公開買付代理人」という。）とする。

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

　（公開買付代理人）

**第十条**　法第二十七条の四第一項に規定する事務を取り扱う者で政令で定めるものは、公開買付けによる株券等の買付けについて代理する証券会社（以下「公開買付代理人」という。）とする。

（改正前）

（新設）